

## さいたま市3人乗り電動アシスト付自転車購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自転車活用の促進及び子育て支援のため、電動アシスト(駆動補助機)付の幼児2人同乗用自転車(以下「3人乗り自転車」という。)における購入費の一部を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 3人乗り自転車 一般社団法人自転車協会が定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、「BAA(安全・環境基準適合車)マーク」及び「幼児2人同乗基準適合車マーク」が貼付された新品の電動アシスト付自転車をいう。
- (2) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条に規定する防犯登録をいう。
- (3) TSマーク 自転車安全整備登録店において、自転車安全整備士(公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した者をいう。)が点検整備した自転車に貼付されるマークをいう。

### (交付対象者)

第3条 3人乗り自転車購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満16歳以上であって、市内に住所を有する者であること
- (2) 年齢が1歳以上であり、かつ、小学校就学の始期までの期間が1年以上ある幼児を2人以上養育している者であること
- (3) 本人及び同一世帯の者が、当事業による補助を受けていないこと
- (4) 本人及び同一世帯の者が、市町村税を滞納していないこと

### (補助金の額)

第4条 補助金は、当該年度の予算の範囲内において、3人乗り自転車本体の購入に要した費用の2分の1の額(100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、30,000円を限度とする。

### (補助対象自転車)

第5条 補助金の交付対象となる自転車は、防犯登録及びTSマークが貼付された3人乗り自転車で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が別に定める実施要領の自転車安全講習会を受講した後に、市に登録された自転車協力店において購入されたものとする。

### (交付の申請)

第6条 申請者は、市長が別に定める期日までに、3人乗り電動アシスト付自転車購入費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでな

い。

- (1) 購入した3人乗り自転車の領収書の写し
- (2) 購入した3人乗り自転車の製造メーカー保証書の写し
- (3) TSマーク付帯保険加入(控)の写し
- (4) 防犯登録証の控えの写し
- (5) 3人乗り電動アシスト付自転車購入確認カード(様式第2号)
- (6) 3人乗り電動アシスト付自転車購入費補助金に関する誓約書(様式第3号)(以下「誓約書」という。)
- (7) 本人及び同一世帯の者の市町村民税の納税証明書の写し又は非課税証明書の写し(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、3人乗り電動アシスト付自転車購入費補助金交付決定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をしたときは、申請者の指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。取り消しを行ったときは、3人乗り電動アシスト付自転車購入費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定を受けた者に対し、通知するものとする。

- (1) 誓約書に掲げる事項に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) この要綱及びその他法令の規定に違反したとき

2 前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消された者が、既に補助金の交付を受けているときは、補助金全額を市に返還するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、この要綱の失効後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。